

報道関係者 各位

平成 25 年 5 月 31 日

【照会先】

老健局 高齢者支援課

高齢者居住福祉専門官 山口 義敬(内線 3981)

高齢者居住支援係長 小原 貴朗(内線 3981)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2888

「有料老人ホームを対象とした指導状況等 のフォローアップ調査(第4回)」結果

厚生労働省では、第4回目の「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」を実施し、このほどその結果を取りまとめましたので発表します。

本調査は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で施設名称や管理者などを届け出ることを義務付けられている有料老人ホームに該当しながら、届出が行われていない施設の、届出や指導の状況について、都道府県からの報告内容をまとめたものです。また、前払金の保全措置の実施状況についてもあわせて調査を行いました。

その結果、平成24年10月31日時点で全国の未届の有料老人ホームの数は403件と、第3回目の調査から144件増加し、届出手続きが進んでいない実態が判明しました。

前払金の保全措置の実施状況では、前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームのうち、実際に前払金を徴収している事例は1,237件あり、このうち、保全措置が講じられていない施設は213件もあることが判明しました。

調査結果から、届出促進、適切な指導監督等の取組を徹底する必要性が確認できたため、厚生労働省では、5月31日付けで各都道府県、指定都市、中核市に対し、

- 1) 一層の届出促進指導などの取組みを徹底する必要があること
- 2) 有料老人ホーム事業者に対して、前払金の保全措置が必要であることを周知徹底すること
- 3) 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、改善に関する取組みを速やかに行うよう指導するとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れた上で、指導の徹底を図ること

に関する適切な実施を求める通知を出し、更なる指導を要請したところです。

なお本調査については、今年10月時点での状況を調べる第5回フォローアップを実施する予定です。

「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査(第4回)」結果

1. 前回調査において未届だった有料老人ホームの届出及び指導状況について

() は割合

| | | 施設数 |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|
| 平成23年10月31日時点において未届だった有料老人ホーム(※1)数 | | 259件 (100.0%) |
| | 有料老人ホーム非該当等(※2) | 23件(8.9%) |
| | 平成24年10月31日までに届出済 | 78件(30.1%) |
| | 平成24年10月31日時点で未届 (1年間で改善されなかったもの) | 158件 (61.0%) |

※1 「有料老人ホーム」には、実態把握中だったものを含む。

※2 「有料老人ホーム非該当等」と判断されたものは、前回調査後の実態把握の結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など。

2. 有料老人ホームの届出状況について

(1) 各調査期間内における新規の届出状況(フロー)

| | 第1回調査 〔 H21.5.1 -H21.10.31 〕 | 第2回調査 〔 H21.11.1 -H22.10.31 〕 | 第3回調査 〔 H22.11.1 -H23.10.31 〕 | 第4回調査 〔 H23.11.1 -H24.10.31 〕 |
|------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 有料老人ホーム数 | 782件 | 913件 | 1,103件 | 1,382件 |
| ②届出施設数 | 619件 | 854件 | 1,008件 | 1,137件 |
| ③未届施設数 | 163件 | 59件 | 95件 | 245件 |
| ④届出率(②/①) | 79.2% | 93.5% | 91.4% | 82.3% |
| ⑤未届率(③/①) | 20.8% | 6.5% | 8.6% | 17.7% |

(2) 各調査時点における届出状況(ストック)

| | 第1回調査 H21.10.31時点 | 第2回調査 H22.10.31時点 | 第3回調査 H23.10.31時点 | 第4回調査 H24.10.31時点 |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| ① 有料老人ホーム数 | 5,253件 | 5,966件 | 6,985件 | 8,266件 |
| ②届出施設数 | 4,864件 | 5,718件 | 6,726件 | 7,863件 |
| ③未届施設数 | 389件 | 248件 | 259件 | 403件 |
| ④届出率(②/①) | 92.6% | 95.8% | 96.3% | 95.1% |
| ⑤未届率(③/①) | 7.4% | 4.2% | 3.7% | 4.9% |

3. 入居者処遇等に係る指導状況について

| | 施設数 | 届出に関する指導 | 入居者の処遇に係る指導 |
|--|--------|----------|-------------|
| ① 平成23年10月31日時点において未届だった有料老人ホーム数 (非該当と判断したものを除く。) | 236件 | 202件 | 95件 |
| ②平成24年10月31日までに届出済 | 78件 | 72件 | 52件 |
| ③平成24年10月31日時点で未届 | 158件 | 130件 | 43件 |
| ④平成23年11月1日以降に新たに把握した未届有料老人ホーム数 | 245件 | 145件 | 18件 |
| ⑤届出済有料老人ホーム数(②を除く) | 7,785件 | －件 | 905件 |

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導
(26自治体)〔宮城県, 栃木県, 群馬県, 高崎市, 東京都, 千葉県, 千葉市, 神奈川県, 横浜市, 川崎市, 新潟県, 岐阜県, 岐阜市, 静岡県, 愛知県, 名古屋市, 豊田市, 大阪府, 豊中市, 兵庫県, 島根県, 香川県, 高松市, 北九州市, 熊本県, 沖縄県〕
- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーを確保するよう指導(20自治体)〔岩手県, 宮城県, 栃木県, 群馬県, 前橋市, 埼玉県, 東京都, 横須賀市, 福井県, 愛知県, 名古屋市, 豊中市, 和歌山県, 岡山市, 下関市, 香川県, 愛媛県, 北九州市, 熊本県, 沖縄県〕
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(17自治体)〔茨城県, 栃木県, 群馬県, 前橋市, 高崎市, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 東京都, 新潟県, 福井県, 岐阜県, 名古屋市, 鳥取県, 広島県, 下関市, 沖縄県〕
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(15自治体)〔宇都宮市, 群馬県, 前橋市, 高崎市, 埼玉県, 東京都, 愛知県, 名古屋市, 豊田市, 香川県, 高松市, 久留米市, 熊本県, 大分市, 沖縄県〕
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(10自治体)〔群馬県, 前橋市, 埼玉県, 東京都, 神奈川県, 相模原市, 福井県, 岐阜県, 名古屋市, 沖縄県〕 等

※ () 内の数字は指導した自治体数

4. 前払金の保全措置が義務づけられている施設の保全措置の状況について

| | 施設数 |
|---|---------|
| 平成 18 年 4 月 1 日以降（※ 1）に設置された有料老人ホーム数 及び未届有料老人ホーム数（※ 2） | 6,315 件 |
| （うち）前払金を徴収している施設数 | 1,237 件 |
| （うち）前払金の保全措置を講じている施設数 | 1,024 件 |
| （イ）銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証 | 416 件 |
| （ロ）親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証 | 25 件 |
| （ハ）返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額 に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険 | 9 件 |
| （ニ）信託会社等との間における、入居者を受益者とする 信託契約 | 217 件 |
| （ホ）一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与 することを目的として設立されたものとの間において、一時金につ いて有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に 備えた保全のための契約を締結することであって、（イ）から（ニ） に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの ※（ヘ）に該当するものを除く | 1 件 |
| （ヘ）全国有料老人ホーム協会による入居者基金 | 356 件 |
| （うち）前払金の保全措置を講じていない施設数 | 213 件 |

※ 1 老人福祉法第 29 条第 7 項の規定により、同日以後に事業を開始した有料老人ホームに
ついては、前払金の保全措置を講じる必要がある。

※ 2 未届有料老人ホームについては実態が把握できたものを含む。

（参考）前払金の保全措置が義務づけられていない施設の保全措置の状況について

| | 施設数 |
|----------------------------------|---------|
| 平成 18 年 3 月 31 日以前に設置された有料老人ホーム数 | 1,915 件 |
| （うち）前払金を徴収している施設数 | 1,050 件 |
| （うち）前払金の保全措置を講じている施設数 | 408 件 |
| （うち）前払金の保全措置を講じていない施設数 | 642 件 |